# 平成２１年度第４回岐阜県入札監視委員会議事概要

平成２２年３月１日（月）
議会東棟３階　執行部控室

**【県建設発注工事、資格停止の運用状況等に関する質疑応答】**

（質疑無し）

**【抽出事案に関する質疑応答】**

**１　県単治山工事**

Ｑ：　管外の業者を４者指名しているが、その選定理由は何か。
Ａ：　管内業者のみでは指名業者数が不足するので、工事場所に近い順に管外の業者を指名した。
Ｑ：　前回の関連工事の施工業者は、今回の業者と同じか。
Ａ：　違う業者である。
Ｑ：　２者が最低制限価格と同額で入札しているが、これはどのように考えるか。
Ａ：　予定価格の積算単価・歩掛と、最低制限価格の算出方法は公開されており、業者が努力すれば、最低制限価格の算出が可能であるためであると考える。
Ｑ：　内訳書はどうなっているか。
Ａ：　各社とも異なる。

**２　公共　急傾斜地崩壊対策事業工事**

Ｑ：　総合評価落札方式の簡易型（地域型）の試行とは何か。
Ａ：　総合評価落札方式の普及を図るために、受注者、発注者ともに手続きを簡略化するとともに、地域の建設業者がより適切に評価される方式を、昨年１０月から土木事務所で試行している。
Ｑ：　この方式では、あまり点数差が付かないのではないか。金額が重視されるのではないか。
Ａ：　他の方式と比べると点数の割合が低いので、その点では価格に重きがあるといえる。
Ｑ：　地域型を導入して参加者が少なくなったとか、特徴的な現象はあるか。
Ａ：　入札参加者数、落札率とも他の方式と比較して差は少ない。
Ｑ：　これは平成２２年度から本格運用するのか。
Ａ：　来年度からは農政部、林政部も含めて全面的に展開する予定である。

**３　公共 地すべり対策事業 渓流関連自動観測システム設置工事**

Ｑ：　設計額は、業者の見積もりか。
Ａ：　機器単価は１者から見積もりを取り、割り引いている。
Ｑ：　ソフトウェアの書き換えは、他の業者できるような汎用性のあるものにならないか。
Ａ：　機器の増設に伴うソフトウェアの書き換えは、類似工事の施工実績のある業者であれば可能だと考えていた。しかし、実際に１０者に見積もりを依頼したが、各社とも見積もりを辞退された。
Ｑ：　平成１５年に機器を設置して、維持管理は誰が行っているか。
Ａ：　毎年点検を実施しているが、今回の落札者ではなく他社が行っている。電機メーカーであればどこでも可能である。

**４　県営中山間地域農村活性化総合整備事業 白鳥大和地区 萩原集落道 第１号工事**

Ｑ：　入札率の差が９５％から９７％までと少ないが、これはどう考えるか。
Ａ：　今回は、比較的単純な工事であり、見積もりがしやすかったためだと考える。

Ｑ：　落札業者は、これまでにも、この事業で何回か落札しているのか。
Ａ：　している。
Ｑ：　毎年この業者が施工しているのか。
Ａ：　本事業には用水路、道路など様々な工種が混じっていおり、業者が特定ということは無い。
Ｑ：　指名する業者は毎回同じか。
Ａ：　それは無い。工種によっても指名業者は違う。

**５　山地災害総合減災対策治山事業　　荏畑**

Ｑ：　６者の入札額が、最低制限価格で一緒になるのはなぜか。
Ａ：　予定価格、積算単価・歩掛、最低制限価格の算式とも公開されおり、間接工事費に運搬費等の費用が積み上げてなければ、最低制限価格の算出が可能である。
Ｑ：　積算内訳はどうなっているか。
Ａ：　６者とも異なっている。
Ｑ：　低入札により、人件費を削減したり、下請け業者に無理をいうといった問題もあり、行政側はこういう工事にこそ総合評価落札方式を導入するなど、留意すべきではないか。
Ａ：　発注者側からいえば、対価に見合った良質なものを作って欲しいと考えている。
Ｑ：　公共工事は、適正な価格で行うことも大事だが、品質面、地域の雇用など、そういった観点も考慮すべきであり、そういうことで最低制限価格が決められている。ある程度、工事の特殊性を勘案したうえで、積算単価や、地元の業者が適正な利潤を取れるようなことを考えて頂きたい。
Ａ：　来年度は総合評価による入札の割合を増やしていきたいと考えている。また、低入札があった場合も、査察等を強化して、下請けいじめをしてないかどうかチェックしている。できるだけ品質を確保しつつ、競争性も確保できるように、制度を見直していきたいと考えている。

**６　公共　急傾斜地崩壊対策事業　宮ノ前１**

Ｑ：　入札率の差が１％未満のところに全業者が入っているが、どのように考えるか。
Ａ：　急傾斜事業は、施工が困難で、利益率が少ないと想定され、高額の入札率となったと考える。
Ｑ：　各社の積算額の差が少ないのは、どのように考えるか。
Ａ：　進入路等の現場条件が限定されると、積算もあまり違わないものになると思う。
Ｑ：　入札に参加する業者が５者と非常に少ないのは、どのように考えるか。
Ａ：　民家が近く施工性が悪いことにより、工期が割とかかる工事である。また、雪が多い地域という条件もあるため、参加業者が少なかったと考える。

**７　中津川浄水場計装設備更新工事**

Ｑ：　失格判断基準の金額は、どのように算出するか。
Ａ：　機器費の７５％、直接工事の９５％、共通仮設費の９０％、現場管理費の７０％の合計額であり、算式は公表されている。
Ｑ：　各社ともかなり低い金額で入札してきたが、予定価格には問題が無かったか。
Ａ：　低入札のヒヤリングを行ったが、工場の稼働率を上げたいとのことであった。間接的な経費を大幅に下げて、各社とも失格判断基準のぎりぎりを狙って、こういう結果となったと考えている。
Ｑ：　１者を除いて全て失格しており、その状態で総合評価を行う必要は無いのではないか。
Ａ：　総合評価は入札前に行っている。相手がわかってから評価すると、意図が入ると問題であるため、入札前に名前を隠して評価を行う。
Ｑ：　落札候補者が、総合評価的に適切でなかった場合、入札をやり直すのか。
Ａ：　今回の場合のように、１者が残った場合は、点数が一番悪くても落札候補者になる。あとは低入札価格の調査を行って、問題が無ければ契約する。